（公認会計士法の審判手続における参考人及び鑑定人の旅費及び手当に関する内閣府令の一部改正）

第三条　公認会計士法の審判手続における参考人及び鑑定人の旅費及び手当に関する内閣府令（令和七年内閣府令第二十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（旅行の中止又は変更に係るやむを得ない事情） **第二条**　令第一条第三項に規定する内閣府令で定めるやむを得ない事情は、次に掲げる場合のいずれかに該当する場合とする。 一　参考人等が公認会計士法の規定による課徴金に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第八十二号）第十六条又は第二十一条第一項の審判手続の期日又は場所の変更を受けた場合 ［二～四　略］	（旅行の中止又は変更に係るやむを得ない事情） **第二条**　［同上］ 一　参考人等が公認会計士法の規定による課徴金に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第八十二号）第十六条又は第二十一条第二項の規定による審判手続の期日又は場所の変更を受けた場合 ［二～四　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

府令・省令

○内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第六号

外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律（令和八年法律第三十号）及び外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和八年政令第二百九十六号）の施行に伴い、並びに外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六十九条の六、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項並びに対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第二条第一項第二号、第十一項第一号、第二十五項第七号ニ(1)及び(2)並びに第八号ニ(1)及び(2)、第三条第一項第二号及び第二十号、第二項第一号イ及びロ、第二号イ及びロ並びに第三号、第三項、第九項第三号、第二十項第一号（同令第三条の二第七項、第四条第十三項、第四条の八第十一項及び第六条の三第五項において準用する場合を含む。）並びに第二十一項第四号（同令第三条の二第八項、第四条第十四項、第四条の三第七項、第四条の八第十二項及び第六条の三第六項において準用する場合を含む。）、第三条の二第一項第五号イ、第三項第三号及び第六号、第三条の三第一項、第三条の四第一項及び第七項、第四条第一項第五号、第二項、第三項及び第五項第三号、第四条の三第一項第五号イ並びに第二項第一号及び第四号、第四条の四第一項、第四条の五第一項及び第七項、第四条の八第三項、第八項及び第九項第二号、第五条第三項第五号、第六条の三第一項及び第三項第五号、第六条の五並びに第十条ただし書の規定に基づき、並びに外国為替及び外国貿易法及び同令を実施するため、対内直接投資等に関する命令及び外国為替法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和八年九月十六日

内閣総理大臣　高市　早苗
総務大臣　林　芳正
財務大臣　片山さつき
文部科学大臣　松本　洋平
厚生労働大臣　上野賢一郎
農林水産大臣　鈴木　憲和
経済産業大臣　赤澤　亮正
国土交通大臣　金子　恭之
環境大臣　石原　宏高

対内直接投資等に関する命令及び外国為替法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則の一部を改正する命令

（対内直接投資等に関する命令の一部改正）

第一条　対内直接投資等に関する命令（昭和五十五年総理府、大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、郵政省、文部省、労働省、建設省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。